

公共事業事前評価調書(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(1)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	歩行者等の安全性の確保

優先順位付けの考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価								事業間ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果					
		公共関与、事業執行主体の妥当性	経済効率性	事業実施、規模の妥当性	整備手法の有効性	環境負荷への配慮	事業計画の熟度	貢献度ランクの評価				副次効果ランクの評価												
								貢献度ランク	歩行者・自転車交通量 人台/12h	自動車交通量 台/12h	通学路の指定又は園児、児童、障害者等交通弱者の交通量又はは小中学校園児、児童、障害者等交通弱者の交通量 人/日	通学路の指定 km	小中学校からの距離 m	現況の歩道幅員	副次効果ランク					評点				
歩行者・自転車及び自動車の交通量が多く、通学路等求められる安全水準の高い区間を優先する。	国道137号(河口湖通り工区)	○	-	○	○	○	○	a	299	4,438	-	あり	0.9	0.00	1	5	S I							
									基準値	93	3,428	40	あり	1.0	1.4	基準値	5.0							

副次効果評価調査

主要目標番号	II- II-1. (1)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所 で想定される副次効果	評価の説明	評価結果	
主要目標	歩行者等の安全性の確保						
評価対象地区・箇所名	国道137号(河口湖通り工区)						
I 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注	○	自動車交通量が基準値より大、混雑時走行速度が小、よって貢献度ランクが	2	
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
		(3) 市街地内の交通の円滑化					
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出					
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保	●				
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●	○	歩行者、自転車利用者数多、駅から公益施設へのアクセス経路無、よって必要性小 主要目標「歩行者等の通行空間の確保」の評価指標による貢献度ランクが	1	
		(7) 道路景観の向上					
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
		(5) 森林整備の効率化					
	II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保				
			(2) 災害に強い道路の確保	●			
			(3) 都市災害防止				
			(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●			
		II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止				
(2) 土石流被害の防止							
(3) 崖崩れ被害の防止							
(4) 地滑り被害の防止							
II-3. 鳥獣被害の防止		(1) 鳥獣被害の軽減					
副次効果項目		交通利便性	交通ターミナル機能の強化				
	アクセス機能の維持						
	主要渋滞ポイントの解消		●				
	生活環境	水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出	●				
		バリアフリー化の促進	●	○	車椅子で通行可能な空間の確保。段差・傾斜・勾配の改善	1	
		ライフラインの強化	●				
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
	自然環境	飲雑用水の安定供給					
		糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援					
		各種情報の円滑な提供					
	事故・災害防止	水源涵養機能の向上	●				
		生態系空間の再生					
		防火帯・延焼遮断帯の確保	●				
		緊急時の避難・救助機能の確保	●	○	緊急輸送道路の整備及び避難路に該当。	1	
		被災時の被害波及の防止					
	生産性	既存施設の崩壊危険性の排除					
走行安全性の確保		●					
林業生産力の向上							
遊休農地の解消							
新たな公共用地の創出							
その他	農地の保全						
	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
	他事業との一体施工	●					
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●					
副次効果 評価合計						5	

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクに該当するものは2点、ランク以下の場合には1点とする。

注3)「II-1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1. (2)災害に強い道路の確保」、「II-1. (4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。